

第11章 交通手段の割引等

1 福祉タクシー券の交付

重度の心身障害者（児）にタクシー利用料金の一部を助成して、経済的負担の軽減と、社会参加への機会拡大を図ります。

ア 対象者

身体障害者手帳1級～3級（総合等級）

療育手帳A

精神障害者保健福祉手帳1級

イ 事業内容…年間48枚以内（ひと月あたり4枚計算）で、乗車ごとの基本料金を助成します。

ただし、腎臓機能障害のため週2回以上の通院透析を受けている人で、通院証明書の提出がある場合は144枚以内（ひと月あたり12枚計算）を追加助成します。

下記の福祉車両（リフト付タクシー）にも使用できます。

ウ 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）、各支所

2 福祉車両のあるタクシー事業所

次のタクシー事業所が福祉車両を運行しています。利用の際には、直接事業所へ申し込んでください。

○熊毛タクシー（☎ 0833-91-0111 FAX 0833-91-6811）

○広吉介護タクシー（☎ 0833-44-0540 FAX 0833-43-7391）

○ハーティー介護タクシー（☎ 0120-55-8639 FAX 0833-91-5887）

○西部光タクシー（☎ 0833-71-0001）

○一成 周南ふくし号（☎ 080-6340-9991 FAX 0834-34-3773）

○介護タクシー秋桜（コスモス）（☎ 0834-31-5278）

○介護タクシークローバー（☎ 080-2938-0777）

○介護タクシー周南コアラ（☎ 0120-846-228 FAX 0833-48-9822）

○福祉タクシーきずな（☎ 090-9500-7381）

○ココモ（☎ 080-2143-1406）

○福祉タクシーハミングバード（☎ 070-8332-8309）

○あさかわ介護タクシー（☎ 080-3881-0245）

○介護タクシーたんぽぽ（☎ 070-2299-7160）

○福祉タクシー中和サービス（☎ 080-2908-8480）

3 JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳及び療育手帳の所持者がJRを利用する場合、次のとおり割引されます。

第1種身体障害者及び療育手帳Aの方

乗車の形態	割引対象	割引率
本人が、単独で片道100kmを超える区間を乗車船する場合	普通乗車券	本人5割引
本人が、介護者とともに乗車船する場合（距離の制限なし）	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券（特急券等を除く）、定期乗車券 ※小児の定期乗車券を除く。（介護者のみ割引）	本人、介護者とも5割引

第2種身体障害者及び療育手帳Bの方

乗車の形態	割引対象	割引率
本人が、単独で片道100kmを超える区間を乗車船する場合	普通乗車券	本人5割引
12歳未満の本人が、介護者とともに乗車船する場合（距離の制限なし）	定期乗車券 ※小児の定期乗車券を除く。（介護者のみ割引）	本人・介護者とも5割引

※第1種・第2種は、身体障害者手帳の旅客鉄道(株)運賃減額欄に記載されています。

手続き

身体障害者手帳又は療育手帳を乗車券販売窓口で呈示して購入します。

※乗車船中は、割引の対象となった資格を確認できる障害者手帳を携帯して鉄道係員から請求があったときはいつでも呈示しなければなりません。

4 JRジパング倶楽部特別会員

JRを201km以上利用する際などに特急券などが割引になる「JRジパング倶楽部」について、通常よりも入会可能年齢及び年会費が低く設定されています。

(1)対象者

身体障害者手帳を所持する方のうち、満60歳以上の男性もしくは満55歳以上の女性

(2)相談・申請窓口

山口県身体障害者団体連合会

※所在地 753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内

☎ 083-928-5432 FAX 083-928-5436

5 県内バス運賃の割引

降車の際、乗務員に障害者手帳を呈示されますと、次の割引が受けられます。（他県は異なる場合がありますので、その都度確認ください。）

身体障害者手帳第1種 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 精神障害者保健福祉手帳を所持する12歳未満の児童	本人と介護者（1名）まで運賃半額
身体障害者手帳第2種 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	本人のみ運賃半額

※身体障害者手帳第1種の方は、手帳に下記の押印がある場合のみ介護者割引が受けられます。



身体障害者手帳の記載を確認ください。

6 乗船運賃の割引

障害者手帳所持者は、乗船券販売窓口で障害者手帳を呈示すれば運賃が5割引きになります。回数券や定期券等については直接会社へ問い合わせ下さい。

- ① 大津島巡航（☎ 0834-21-7749）
- ② スオーナダフェリー（☎ 0834-34-3000）
- ③ 防予フェリー（☎ 0820-22-3311）

※各社で割引対象の範囲が異なります。

※②については、身体障害者手帳及び療育手帳のみです。

7 航空旅客運賃の割引

障害者手帳所持者及び介護者は、航空券販売窓口で障害者手帳を呈示すれば運賃が割引されることがあります。航空会社によって取り扱いが異なりますので、直接会社へ問い合わせ下さい。

8 有料道路通行料金割引

有料道路の通行料金が割引となります。

(1) 対象者

- ア 本人の運転の場合……身体障害者手帳を所持する方すべて（営業用の車は除く）
- イ 介護者が運転する場合……重度の身体障害者（JRの運賃割引における第1種該当者）又は療育手帳Aを所持する方（営業用の車は除く）

(2) 割引率

通常料金の50%以内

(3) 申請に必要なもの

- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
- 自動車検査証（自動車を登録する場合のみ）
- 割賦契約書又はリース契約書（割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合）
- ETC を利用の場合はETCカード（18歳以上の障害者は本人名義のもの）
- ETC 車載器セットアップ申込書

(4) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）